

番号	事件番号 判決日 特許番号 発明の名称	本件請求項・図面	特許庁審決	知財高裁判決	まとめ
1	平成28年(行ケ)10265号 平成29年10月3日 知財高裁第4部 特許3099107 盗難防止タグ、指示信号発信装置、親指示信号発信装置及び盗難防止装置 盗難防止タグに関し、警報出力状態を解除する信号の判定手法について容易想到性が争われた	<p>【請求項1】盗難防止対象物に対する取り付け状態及び取り外し状態を検出する検出手段と、非接触で信号を受信する受信手段と、前記検出手段が取り外し状態を検出したとき及び前記受信手段が所定信号を受信したときに、警報を出力する警報出力手段とを備えた複数の指示信号を受信する盗難防止タグにおいて、前記受信手段は、前記警報出力手段が作動可能である状態及び警報出力状態の解除を指示する、暗号コードを一部に含む解除指示信号を受信することを可能とする一方、前記受信手段が受信した前記所定信号及び前記解除指示信号を識別する識別手段と、暗号コードを予め記憶する暗号記憶手段と、前記識別手段が識別した解除指示信号に含まれる暗号コード及び前記暗号記憶手段が記憶する暗号コードが一致するか否かを判定する一致判定手段と、該一致判定手段が一致すると判定したときは、前記警報出力手段が作動可能である状態及び警報出力状態を解除する解除手段とを備えることを特徴とする盗難防止タグ。</p> <p>【請求項4】請求項1～3の何れかに記載の盗難防止タグが備える受信手段が受信すべき解除指示信号に含まれる暗号コードを記憶する暗号記憶手段と、前記解除指示信号を、該暗号記憶手段が記憶する暗号コードを含めて発信する発信手段とを備えることを特徴とする指示信号発信装置。</p> <p>【請求項8】請求項1又は2記載の盗難防止タグと、盗難防止タグが備える受信手段が受信すべき所定信号を発信する発信装置と、請求項4又は5記載の指示信号発信装置とを備えることを特徴とする盗難防止装置。</p>	進歩性欠如 無効請求に係る請求項1～4, 6, 7 は進歩性欠如で無効 無効請求外の請求項8, 9は、進歩性欠如で訂正不許可 周知技術を考慮して引用例3事項を変更して適用した。 つまり、引用例3事項の「終了メッセージを含む信号」は、「解除指示信号」と共通すると認定した上で、周知技術に鑑みれば、引用例3事項の「終了メッセージを含む信号」を、所望に設定できるコードの一部に含むものと認識することは当業者にとって格別困難ではない。	本件訂正発明8の盗難防止タグでは、識別手段が第1の暗号コードを用いて解除指示信号を識別し、一致判定手段が解除指示信号の一部に含まれる第2の暗号コードと暗号記憶手段が記憶する暗号コードとが一致するか否かを判定する 一方、引用発明A+引用例3事項のタグは、解除信号である「コード信号」と、記憶された「それぞれ異なるメッセージを含む信号」中の「コード信号」との一致判定を行う。(よってコード信号は一つである:弊所追記) また、引用発明Aの目的効果について、「コード信号は設定機能によって所望のコード信号に設定できるものであり、「各店毎に、それぞれのコード信号を設定することができるので、防犯効果を更に期待することができる。」ものの、引用発明Aの「コード信号」の一部に一致判定のためのコードを含ませることで、さらに何らかの効果が得られるかは不明である。 よって、主引用発明に適用する副引用発明の構成を変更することは通常容易なものではなく、仮にそのように容易想到性を判断する際には、副引用発明の構成を変更することの動機付けについて慎重に検討すべきであり、本件訂正発明8は、当業者が引用発明Aに基づいて容易に発明をすることができるものではない。	特許法134条の2第9項 同法126条7項 同法29条2項 引例の技術に組合せる副引用発明の技術的解釈の相違 公知技術の組合せに際し、容易想到性を判断する際には、副引用発明の構成を変更することの動機付けについて慎重に検討すべき
2	平成28年(行ケ)10222号 平成29年11月29日 知財高裁第3部 特許3761867号 焼鈍分離剤用酸化マグネシウム及び方向性電磁鋼板 方向性電磁鋼板の磁気特性等を左右するフォスフェイト被膜の形成につき、クエン酸活性度(CAA値)と微量元素Cl, Fの関与性が争われた	<p>【請求項1】方向性電磁鋼板に適用される焼鈍分離剤用酸化マグネシウム粉末粒子であって、該酸化マグネシウム粉末粒子中に含まれるカルシウムが、CaO換算で0.2～2.0質量%であり、リンが、P2O3換算で0.03～0.15質量%であり、ホウ素が、0.04～0.15質量%であり、かつ該酸化マグネシウム粉末粒子中の、カルシウムと、ケイ素、リン及び硫黄とのモル比Ca/(Si+P+S)が、0.7～3.0であることを特徴とする焼鈍分離剤用酸化マグネシウム粉末粒子。</p> <p>【請求項2】請求項1記載の焼鈍分離剤用酸化マグネシウム粉末粒子を用い、珪素鋼板の表面にフォスフェイト被膜を形成した方向性電磁鋼板。</p>	サポート要件不備 ① 本件明細書記載の実施例及び比較例の酸化マグネシウムは、いずれも本件微量成分含有量及び本件モル比を満足するものであり、かつ、クエン酸活性度(CAA)40%が特定の範囲(110～130秒, 120～140秒)となるようにされている。この試験結果によれば、特定のCAA値を有する酸化マグネシウムにおいて、本件微量成分含有量及び本件モル比を有する場合、本件課題を解決し得ることが認められる。他方、焼鈍分離剤用酸化マグネシウムにおいては、CAA値とフォスフェイト被膜の性能との間に相関関係があることは周知である。 そうすると、CAA値について何ら特定のない酸化マグネシウムにおいて、本件微量成分含有量及び本件モル比のみの特定をもって、直ちに課題を解決し得るとは認められない。 ② 本件明細書の発明の詳細な説明には、その実施例として、酸化マグネシウムの原料を試薬(純物質)とするもの及び海水、苦汁等とするものが記載されているが、フォスフェイト被膜に影響を与えるCl, F等の微量元素の影響については何ら検討がされておらず、また、Cl, F等の微量元素が含有されるか否かにかかわらず、本件微量成分含有量及び本件モル比のみが特定される本件発明において、課題が解決されるか否かは本件明細書に記載がなく、自明のこととも認められない。	① 本件モル比の範囲内に制御することにより課題を解決し得ることは、実施例及び比較例により裏付けられており、当業者であれば、明細書の発明の詳細な説明の記載に基づき、請求項記載のとおり微量元素の含有量等を制御すれば課題を解決できることを認識し得る。 本件明細書には、最適範囲を本件微量成分含有量及び本件モル比に定めることの理論的根拠に言及があることなどから、本件審決は、本件発明の課題が解決されているのはCAA値が特定の範囲内にされた場合でしかない判断した点に誤りがある。 また、本件特許の出願当時、フォスフェイト被膜の性能改善を図るに当たっては、酸化マグネシウムの微量元素の含有量に着目すること、CAA値に着目することが考えられたところ、いずれか一方を選択することも、両者を重畳的に選択することも可能であったと見られる。 ② 本件明細書の微量元素に関する記載及び実施例に鑑みると、本件明細書の発明の詳細な説明の記載からは、Cl, F等の不純物が含まれていてもいなくても、同様に課題を解決し得たことを理解し得るのであり、これらの微量元素の影響について全く検討がされていないとはいえない。	特許法第36条6項1号 123条1項4号 サポート要件 明細書中の実験データに記載された①CAAの値、および、②Cl, Fの有無を重要な構成要件であるべきとした審決の誤り。
	平成29年(行ケ)10058号	<p>【請求項1】カーカス層と、タイヤサイド部に位置する前記カーカス層のタイヤ幅方向内側に設けられているサイドウォール補強層とを有するランフラットタイヤであって、前記サイドウォール補強層は、タイヤ幅方向断面において三日月形状のゴムストックにより形成されており、前記サイドウォール補強層が設けられている前記タイヤサイド部の外側表面の少なくとも一部に、溝底部を有する溝部と突部とでなる凹凸部が延在するように構成されており、前記凹凸部は、タイヤ周方向に配置してなり、</p>	進歩性欠如 相違点1 a 凹凸部の配設態様につき、 本件発明1は、「溝底部を有する溝部と突部とでなる凹凸部が延在するように構成されており」、「前記凹凸部は、タイヤ周方向に配置してなり、前記凹凸部の延在方向とタイヤ径方向とがなす角度θは、 $-45^\circ \leq \theta \leq 45^\circ$ の範囲であり、前記凹凸部は、リムのベースラインからの断面高さの10～90%の範囲に設けられている」 引用発明は、「タイヤの高さをHとしたとき、少なくとも高さ0.5H～	取消事由2(引用発明及び甲2技術に基づく本件発明1の進歩性判断の誤り) 引用例1には、タイヤの高さをHとしたとき、少なくとも高さ0.5H～0.7Hの部位の表面積を、例えばパターン12にすることで、タイヤの回転軸方向の投影面積に対して1.2倍以上の表面積にする構成(【図1】【図2】)が示されている。 引用例2の甲2技術には、一定の領域に周方向全体にわたって多数の凹部が形成され広い放熱面積が形成されるとともに、乱流が生じ、温度を低下させてブレーカ端部での亀裂の発生を防	特許法29条2項 引用例1に組み合わせる引用例2の技

<p>3</p>	<p>平成29年12月21日 知財高裁第4部 特許4818272号 ランフラットタイヤ</p> <p>放熱効果を高めるために タイヤ側面に形成された 凹凸形状につき進歩性が 争われた</p>	<p>前記凹凸部の延在方向とタイヤ径方向とがなす角度θは、$45^\circ \leq \theta \leq 45^\circ$ の範囲であり、 前記凹凸部は、リムのベースラインからの断面高さの10~90%の範囲に設けられており、 前記突部の高さをh、前記突部のピッチをp、前記突部の幅をwとしたときに、$10.0 \leq p/h \leq 20.0$、且つ、$4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$ の関係を満足するよう前記突部と前記溝底部が形成されていることを特徴とするランフラットタイヤ。</p>	<p>0.7Hの部位に、表面積を大きくするための凹凸のパターン12が形成されている」 b 凹凸部の構造につき、 本件発明1は、「前記突部の高さをh、前記突部のピッチをp、前記突部の幅をwとしたときに、$10.0 \leq p/h \leq 20.0$、且つ、$4.0 \leq (p-w)/w \leq 39.0$ の関係を満足するよう前記突部と前記溝底部が形成されている」 引用発明は、その具体的な構造は特定されていない。</p>	<p>止する(【図2】【図4】【図5】)旨が記載されている。 引用例2には、甲2技術として、放熱効果の観点から、「$5 \leq p/h \leq 20$、かつ、$1 \leq (p-w)/w \leq 99$ の関係を満足する凹部30」が記載されていると認められるから、本件発明1の限定は当業者が適宜調整する設計事項というべきである。</p>	<p>裁判所の技術的理解が妥当に思える</p>
<p>4</p>	<p>平成29年(行ケ)10083号 平成29年12月21日 知財高裁第4部 特許4708059号</p> <p>旨み成分と栄養成分を保持した無洗米</p> <p>請求項中の方法的記載につき、明細書中の記載との関係で明確性が争われた</p>	<p>【請求項1】外から順に、表皮(1)、果皮(2)、種皮(3)、糊粉細胞層(4)と、澱粉を含まず食味上もよくない黄茶色の物質の層により表層部が構成され、該表層部の内側は、前記糊粉細胞層(4)に接して、一段深層に位置する薄黄色の層の垂糊粉細胞層(5)と、該垂糊粉細胞層(5)の更に深層の、純白色の澱粉細胞層(6)により構成された玄米粒において、 前記玄米粒を構成する糊粉細胞層(4)と垂糊粉細胞層(5)と澱粉細胞層(6)の中で、摩擦式精米機により搗精され、表層部から糊粉細胞層(4)までが除去された、該一層の、マルトオリゴ糖類や食物繊維や蛋白質を含有する垂糊粉細胞層(5)が米粒の表面に露出しており、且つ米粒の50%以上に『胚芽(7)の表面部を削りとられた胚芽(8)』または『舌触りの良くない胚芽(7)の表面部や突出部が削り取られた基底部である胚盤(9)』が残っており、 更に無洗米機(21)にて、前記糊粉細胞層(4)の細胞壁(4')が破られ、その中の糊粉顆粒が米肌(10)に貼り付けられた状態で米粒の表面に付着している『肌又カ』のみが分離除去されてなることを特徴とする旨み成分と栄養成分を保持した無洗米。</p>	<p>明確性要件不備 訂正後の請求項1の「更に前記精米機による搗精後に、無洗米機(21)に供給し、」および「更に前記精米機による搗精後に、無洗米機(21)に供給し、」は、物の製造方法が記載されている。 ただし、特許明細書の記載からみて、摩擦式精米機ではない研削式精米機による搗精によっても特許発明1の無洗米を製造することが不可能であるとはいえないし、無洗米処理に係る技術常識からして、無洗米機ではない洗米機や人の手によるものによっても、特許発明1の無洗米を製造することが不可能であるとまではいえない。 特許法第36条第6項第2号の「発明が明確であること」の要件に適合するのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実質的でないという事情(以下「不可能・非実質的事情」という)が存在するときに限られると解するのが相当である。しかし、特許明細書・図面には不可能・非実質的事情について何ら記載がなく、当業者にとって不可能・非実質的事情が明らかであるともいえないから、請求項1に係る発明は明確でない。</p>	<p>特許請求の範囲に物の製造方法が記載されている場合でも、当該製造方法が当該物のどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識から一義的に明らかな場合には、第三者の利益が不当に害されることはないから、明確性要件違反には当たらない。 本件明細書には、摩擦式精米機により搗精し、無洗米機(21)にて処理される、特定の無洗米が記載されているのみで、他の構造又は特性を有する無洗米が得られることをうかがわせる記載はない。 よって、請求項1に製造方法が記載されているとしても、本件発明に係る無洗米のどのような構造又は特性を表しているのかは一義的に明らかである。</p>	<p>特許法36条6項2号 明確性要件 特許庁は、当該製法以外にも発明の無洗米が得られる可能性があるから、明確性要件を満たさないと判断したのに対して、裁判所は、当該製法は明細書に記載された無洗米のみを得るものと解釈して、明確性要件を満たすと判断した。 現実には、明細書記載の構造ではない無洗米が得られるかも？ 実施例の成果物一つだけに留めることで、製法記載が許容されるケースが増える？</p>
<p>5</p>	<p>平成29年(行ケ)10063号 平成30年2月20日 知財高裁 第3部 特許第4447798号</p> <p>ソルダペースト組成物及びリフローはんだ付方法</p> <p>請求項中の数値限定についての臨界的意義および再現実験の適否について争われた</p>	<p>【請求項1】無鉛系はんだ粉末、ロジン系樹脂、活性剤及び溶剤を含有するソルダペースト組成物において、分子量が少なくとも500であるヒンダードフェノール系化合物からなる酸化防止剤を含有するソルダペースト組成物。</p>	<p>進歩性肯定 ① 本件発明1の「はんだ粉末」が「無鉛系」であるのに対し、甲1発明の「はんだ粉末」ははんだ粉末の金属組成が特定されていない。 ② 甲1発明において、相違点1に係る本件発明1の特定事項とすることは、当業者が容易に想到し得る。 ③ しかし、本件発明1は、当業者が予測することのできない格別の効果を奏する。</p>	<p>本件発明1におけるヒンダードフェノール系化合物からなる酸化防止剤は、分子内に第3ブチル基のついたフェノール骨格を含む酸化防止剤である。 甲1文献には分子内に第3ブチル基のついたフェノール骨格を含む酸化防止剤がはんだ粉末の再酸化を防止することが記載されているから、本件発明1の酸化防止剤において、はんだ粉末の再酸化が防止され、はんだ付け性が向上することは当業者が予測可能。 また、本件発明1は、酸化防止剤の分子量が少なくとも500であるとの限定を有するが、本件明細書には、酸化防止剤として、トリエチレングリコール-ビス-を含む実施例1及び1,6-ヘキサジオール-ビス-を含む実施例2、および、酸化防止剤を含まない比較例につき、リフロー試験の結果が、酸化防止剤を含む実施例1及び2は比較例1よりもはんだ付け性に優れることは記載されているが、酸化防止剤として分子量が少なくとも500のもの500未満のものとの比較結果は記載されていない。 さらに被告が行った再現実験の結果は、恣意的な評価が排除できるだけの明確な判定基準に基づくものではない。 よって、本件発明1における酸化防止剤の分子量に臨界的意義は認められず、甲1文献及び技術常識から当業者にとって予測し得ない格別顕著な効果を有するとはいえない。</p>	<p>特許法 29 条 1 項 3 号、 29 条 2 項、 甲1号証についての進歩性判断の違い 自社で再現実験する場合に、客観性ある評価が必要</p>